

2019年6月12日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目7番16号
株式会社 やまねメディカル
代表取締役社長 山 根 洋 一

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲二丁目7番16号
明治安田生命八重洲ビル 1階
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|--------|--------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である者を除く。)2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である補欠取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第7号議案 | 株式移転による完全親会社設立の件 |
| 第8号議案 | 定款一部変更の件(発効条件付) |
| 第9号議案 | 取締役1名選任の件(発効条件付) |
| 第10号議案 | 監査役1名選任の件(発効条件付) |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.ymmd.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、経済再生と財政健全化の同時実現を目指した各種政策の効果もあって緩やかな回復基調を維持し、2012年以來の長期にわたる景気拡大を記録いたしました。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の減速などから経済活動の一部に弱さもみられ、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等のリスク要因が経済に与える下振れ影響に留意が必要な局面にあります。

このような状況の中、高齢者向けの諸事業においては、高齢社会の進行と介護ニーズの増大を背景として、市場は、概ね持続的に成長してきました。一方、当社のこれまでの主力であった介護事業においては、需要の増大は持続しているものの、介護報酬の抑制政策等により、収益環境は厳しさを増しております。

また近年、「日本版CCRC」、「コンパクトシティ」、「地域包括ケアシステム」等重要な国の政策が打ち出され、将来の超高齢社会への国の方向性が明確になりつつあります。

このような環境のもと、当社は2013年度より『豊かな超高齢社会創造計画』に着手し、①高齢者住宅インフラ整備プロジェクト、②高齢者向け生活支援サービス整備プロジェクト、③経営支援サービス推進プロジェクトの3つのプロジェクトを推進しております。

当社グループのコア事業である「総合ケアセンター」は、①②のプロジェクトと上記の国の重要政策の推進拠点として、高齢者にかがやきのある生活を送っていただくことを事業の基本コンセプトとしつつ、超高齢社会のインフラ機能としての使命を果たすことに注力してまいりました。さらに、新たな生活支援サービスを拡充し、経営支援サービスも推進することで「豊かな超高齢社会の創造」に貢献してまいります。

②③のプロジェクトにおいて、完全子会社である株式会社八重洲ライフでは、高齢者向けのフードサービス事業及び物販等の生活支援サービス事業に、山清建設株式会社では高齢者向け住宅の建設支援事業に、新たに設立した株式会社キャ

リアアップでは、福祉分野の人材事業に取り組んでおります。また、新たにケアレンタル事業も開始して、高齢者への生活支援事業のサービスラインアップの充実を推進しております。

当社グループの営業拠点は、センター事業のサービス付き高齢者向け住宅「なごやかレジデンス」については、当連結会計年度末において68か所を運営しております。なお、直営通所介護事業の「かがやきデイサービス」については、当連結会計年度末において68か所を運営しております。さらに、当連結会計年度末において居宅介護支援事業の「なごやかケアプラン」を5か所運営しております。またフランチャイズ事業については、当連結会計年度末におけるフランチャイズによる通所介護事業所「ホームケアセンター」等は24か所となっております。

当連結会計年度における収益は、増収増益基調と黒字幅の拡大が持続していることで、基調的には過去4期にわたる先行投資が収益寄与の局面に到達したことが確認できる状況にあります。ただし、利益面においては、これまで経験したことのない採用難に直面し人件費が上昇したこと等、コスト管理をさらに徹底すべき課題を残しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収入は7,225,142千円（前年度比15.7%増）、営業利益360,752千円（前年度は営業損失199,412千円）、経常利益283,469千円（前年度は経常損失272,927千円）、親会社株主に帰属する当期純利益383,341千円（前年度は親会社株主に帰属する当期純損失292,752千円）となりました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 14 期     | 第 15 期    | 第 16 期    | 第 17 期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------------------|------------|-----------|-----------|---------------------|
|                                       | 2016年3月    | 2017年3月   | 2018年3月   | 2019年3月             |
| 営 業 収 入(千円)                           | 7,783,938  | 5,801,764 | 6,245,207 | 7,225,142           |
| 経 常 利 益<br>(△経常損失)(千円)                | △743,898   | △611,886  | △272,927  | 283,469             |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(千円)<br>(△純損失) | △1,329,040 | 2,533,806 | △292,752  | 383,341             |
| 1株当たり当期純利益<br>(△純損失)(円)               | △121.37    | 231.40    | △26.74    | 35.00               |
| 純 資 産(千円)                             | △1,064,647 | 1,469,961 | 1,178,040 | 1,560,248           |
| 総 資 産(千円)                             | 4,611,592  | 4,853,798 | 4,290,330 | 4,637,856           |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 14 期     | 第 15 期    | 第 16 期    | 第 17 期<br>(当事業年度) |
|-------------------------|------------|-----------|-----------|-------------------|
|                         | 2016年3月    | 2017年3月   | 2018年3月   | 2019年3月           |
| 営 業 収 入(千円)             | 7,669,493  | 5,615,564 | 5,914,337 | 6,643,020         |
| 経 常 利 益<br>(△経常損失)(千円)  | △678,915   | △626,208  | △300,712  | 251,702           |
| 当 期 純 利 益(千円)<br>(△純損失) | △1,332,527 | 2,527,995 | △316,106  | 370,846           |
| 1株当たり当期純利益<br>(△純損失)(円) | △121.69    | 230.88    | △28.87    | 33.87             |
| 純 資 産(千円)               | △1,054,638 | 1,473,357 | 1,157,251 | 1,528,185         |
| 総 資 産(千円)               | 4,617,152  | 4,814,215 | 4,237,189 | 4,549,872         |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                        |
|-------------|----------|----------|--------------------------------|
| 株式会社八重洲ライフ  | 5,000千円  | 100.0%   | 食品の製造、給食及び配送サービス等事業、生活支援サービス事業 |
| 山清建設株式会社    | 40,000千円 | 100.0%   | 建築工事、コンサルティング等事業               |
| 株式会社キャリアアップ | 25,000千円 | 100.0%   | 人材派遣、人材紹介事業                    |

### (4) 対処すべき課題

次期は、「地域包括ケアシステム」の推進主体としての「総合ケアセンター」の先進的機能を一段と強化するとともに、複合的なサービス展開による顧客満足度の最大化を実現することを通じて、高齢社会における不可欠なインフラの役割を果たし、豊かな高齢社会の創造に貢献しつつ、業容及び収益の飛躍的成長を図ります。

同時に、過年度の先行投資によって確立したビジネスモデルにさらに磨きをかけ、その豊富なノウハウを駆使しつつ、センターの着実な新規増設に取り組んでまいります。

以上の課題を踏まえて、当社が取り組むべき当面の優先的施策は概略以下のとおりであります。

#### I. 法令遵守と安全運営

法令遵守と安全運営は、事業活動を営んでいくうえでの基本的前提条件であります。それぞれについて、部門横断的な組織のもとに全社の英知を結集してまいります。

#### II. 内部統制の充実

当社経営の根幹として、全社的な内部統制の整備・強化に全力を注入して取り組み、業務プロセスの適正性の確保のための厳正な点検と継続的改善を図ってまいります。

### Ⅲ. 強固な財務基盤の確立

センター拠点の積極的な新規開設に備えて、強固な財務体質を構築いたします。

### Ⅳ. 顧客増加の具体的方策

#### ① サービス内容の向上

2018年度制度改正の主旨に沿いつつ、介護サービスと生活支援サービスの多様なメニューを用意して、ご利用者及びご家族の個々のニーズに合わせた複合的なサービスのご提供により、お客様のご便宜を増進します。

#### ② センター事業のブランド・イメージの向上

通所・宿泊・住宅の3つのサービスを切れ目なくご提供し、当社の総合ケアセンターをご利用いただくことにより、要介護高齢者が「輝きのある生活」を同センターにおいて日常送っていただけるサービスモデルの優位性を積極的に訴求し、ブランド名にふさわしい高品質サービスに徹します。

#### ③ 営業力、渉外力の強化

上記の方策のもとに、1人でも多くの顧客を増やし、1回でも多く利用していただくための営業力の一層の強化を図ります。

#### ④ 「サービス品質ナンバーワン」の評価の確立

真にお客様と心の「つながる」サービスと「デイコミュニティ」のご提供を通じて、ご利用者の孤独感・孤立感の払拭に寄与いたします。また、いざという時こそ真にお役に立つ対応により、当社の全施設がそれぞれの地域において、お客様からもケアマネジャーの皆様からも、最も信頼されるサービス品質ナンバーワンの評価の確立を目指します。

### Ⅴ. センターの着実な増設

#### ① 新規開発の再開

過年度の集中的なセンター開設及びノウハウ蓄積期間中の初期赤字からの脱出に伴い、ニーズの高い地域を中心に新規開発を再開し、サービス・ネットワークを拡充します。



② 財務の健全性とのバランス

新規開設に伴う先行投資コストと、収益・財務の実力とのバランスを重視しつつ、着実な増設に徹します。

VI. 生産性向上のための施策

① サービスオペレーションの見直しによる効率化と標準化の推進

適正人員配置のもとでの最適標準オペレーションにより、サービス品質の向上と効率化を同時に実現します。

② 管理部門の体制強化

小さくて効率的な本社管理部門の体制強化による販管費の圧縮とともに、拠点現場に対する効果的な業績管理・指導・支援体制を充実し、全社的な生産性向上を図ります。

③ 良質な社員の確保と高齢者・女性の活用、教育育成の強化

「総合ケアセンター理念」を真摯に実践して、心の通う高品質サービスを提供できる良質な社員の確保に注力し、生産性の高い社員集団の構築を図ります。

また、気力、体力に優れ成果をあげる能力を持つ高齢者を活用するとともに、強い向上心と意欲を持つ女性社員の活躍を期待し管理職への登用を進めます。

併せて、社員一人ひとりの適正な能力評価に基づいたキャリアパスの設定と、サービスの標準化のための体系的な教育育成を通じて、生産性の高い高品質サービスを提供できる体制を強化いたします。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

| 事業区分            | 事業内容                      |
|-----------------|---------------------------|
| 直営通所介護事業        | 介護保険法に基づく通所介護事業           |
| サービス付き高齢者向け住宅事業 | 高齢者住まい法に基づく住宅事業           |
| 生活支援サービス事業      | 高齢者向けフードサービス及び日常生活品販売事業   |
| フランチャイズ事業       | 通所介護事業及び高齢者住宅に係るフランチャイズ事業 |

(6) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 本社 東京都中央区

② デイサービスセンター

|           |        |           |
|-----------|--------|-----------|
| かがやき練馬大泉他 | 計4事業所  | 東京都(23区)  |
| かがやき小平上水他 | 計10事業所 | 東京都(23区外) |
| かがやき横浜長沼他 | 計11事業所 | 神奈川県      |
| かがやき柏松葉他  | 計5事業所  | 千葉県       |
| かがやき岩槻他   | 計12事業所 | 埼玉県       |
| かがやきあがたの森 | 計1事業所  | 長野県       |
| かがやき静岡西脇他 | 計6事業所  | 静岡県       |
| かがやき笠寺他   | 計3事業所  | 愛知県       |
| かがやき岐阜梅林他 | 計2事業所  | 岐阜県       |
| かがやき平野南他  | 計10事業所 | 大阪府       |
| かがやき明石朝霧他 | 計3事業所  | 兵庫県       |
| かがやき京都花園  | 計1事業所  | 京都府       |

③ サービス付き高齢者住宅

|                |        |           |
|----------------|--------|-----------|
| なごやかレジデンス練馬大泉他 | 計4事業所  | 東京都(23区)  |
| なごやかレジデンス小平上水他 | 計10事業所 | 東京都(23区外) |
| なごやかレジデンス横浜長沼他 | 計11事業所 | 神奈川県      |
| なごやかレジデンス柏松葉他  | 計5事業所  | 千葉県       |
| なごやかレジデンス岩槻他   | 計12事業所 | 埼玉県       |
| なごやかレジデンスあがたの森 | 計1事業所  | 長野県       |
| なごやかレジデンス静岡西脇他 | 計6事業所  | 静岡県       |
| なごやかレジデンス笠寺他   | 計4事業所  | 愛知県       |
| なごやかレジデンス岐阜梅林他 | 計2事業所  | 岐阜県       |
| なごやかレジデンス平野南他  | 計9事業所  | 大阪府       |
| なごやかレジデンス明石朝霧他 | 計3事業所  | 兵庫県       |
| なごやかレジデンス京都花園  | 計1事業所  | 京都府       |

④ 子会社

|             |            |
|-------------|------------|
| 株式会社八重洲ライフ  | 本社(東京都中央区) |
| 山清建設株式会社    | 本社(東京都中央区) |
| 株式会社キャリアアップ | 本社(東京都中央区) |



## (7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

| 事業区分                                    | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------------------------------------|---------------|-------------|
| 通所介護、居宅介護、サービス付き高齢者向け住宅等事業              | 383 (1,238) 名 | 37 (196) 名  |
| 食品の製造、給食及び配送サービス事業、居宅介護支援等事業            | 14 (0)        | 6 (-)       |
| レンタル・リース業、販売、介護福祉施設の設備に関するコンサルティング業務等事業 | 4 (0)         | 3 (-)       |
| 建築工事等事業                                 | 1 (0)         | - (-)       |
| 合計                                      | 402 (1,238)   | 46 (196)    |

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社の使用人の状況

| 従業員数        | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|-------|--------|
| 402(1,238)名 | 46(196)名  | 48.6歳 | 3.3年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、人材派遣・人材紹介を行う子会社、株式会社キャリアアップを2018年12月19日に設立しました。当該子会社は、2019年4月1日から本格的に営業を開始しております。

## 2. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,950,432株 (自己株式379,568株を除く。)  
 (3) 株主数 1,250名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名        | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------|------------|---------|
| 山 根 洋 一      | 9,745,700株 | 89.0%   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 50,000株    | 0.5%    |
| マネックス証券株式会社  | 44,001株    | 0.4%    |
| 株式会社SBI証券    | 43,963株    | 0.4%    |
| 立花証券株式会社     | 23,300株    | 0.2%    |
| 山 内 一 志      | 22,200株    | 0.2%    |
| 東海東京証券株式会社   | 20,200株    | 0.2%    |
| 山 本 悦 子      | 20,000株    | 0.2%    |
| 山 根 健        | 20,000株    | 0.2%    |
| 山 根 隼        | 20,000株    | 0.2%    |
| 山 根 か ほ る    | 20,000株    | 0.2%    |
| 山 根 ひ か る    | 20,000株    | 0.2%    |

(注) 1. 当社は、自己株式を379,568株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりま  
す。

2. 持株比率は自己株式 (379,568株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名称                           | 第1回新株予約権                                                                                     | 第2回新株予約権                                                                                      |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                       | 2011年4月15日                                                                                   | 2012年7月16日                                                                                    |
| 新株予約権保有の当社役員<br>取締役（監査等委員以外） | —                                                                                            | —                                                                                             |
| 取締役（監査等委員）                   | —                                                                                            | —                                                                                             |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数          | 当社普通株式6,200株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                             | 当社普通株式4,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                              |
| 新株予約権の払込金額                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                           |
| 権利行使期間                       | 2014年6月1日から2019年4月30日                                                                        | 2015年9月3日から2020年9月2日                                                                          |
| 行使の主な条件                      | 1. 各新株予約権につき一部行使はできない。<br>2. 新株予約権者は、当社第8期定時株主総会終結後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、取締役または従業員であること。 | 1. 各新株予約権につき一部行使はできない。<br>2. 新株予約権者は、当社第10期定時株主総会終結後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、取締役または従業員であること。 |

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役 の 状 況 (2019年3月31日現在)

| 会社における地位     | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況   |
|--------------|-----------|----------------|
| 代表取締役会長・社長   | 山 根 洋 一   | —              |
| 取締役(監査等委員以外) | 矢 島 達之介   | 副社長            |
| 取締役(監査等委員)   | 波 江 野 弘   | —              |
| 取締役(監査等委員)   | 石 村 善 哉   | 表参道総合法律事務所 弁護士 |
| 取締役(監査等委員)   | 安 武 洋 一 郎 | 北川綜合法律事務所 弁護士  |

- (注) 1. 波江野弘氏は取締役(常勤監査等委員)であります。
2. 石村善哉氏及び安武洋一郎氏の両氏は社外取締役(監査等委員)であります。石村善哉氏を監査等委員である社外取締役とした理由は、同氏が2009年6月に当社の社外監査役として選任されて以来、豊富な経験と深い知見を有する企業法務の専門家としての立場から、当社の経営に対する監査・監督機能の強化に寄与された経緯を踏まえ、当該委員である取締役として適切な監査・監督をしていただけたものと判断いたしました。また、安武洋一郎氏を監査等委員である社外取締役とした理由は、同氏が過去に直接経営に関与した経験はありませんが、行政と司法の両分野における幅広い経験と知見に立脚した大局的見地から、当該委員である社外取締役として当社の経営に対する監査・監督機能を強化していただけたものと判断いたしました。両氏とも当社と過去及び現在の勤務法律事務所との取引関係がほとんどないことから、意思決定に対して影響を与える可能性のある取引関係はないと判断しております。
3. 石村善哉氏は当事業年度の取締役会17回のうち16回に出席し、会社法に準拠した内部統制のあり方等について、また当事業年度の監査等委員会については12回開催のうち11回に出席し、監査方針・手法等について種々発言しております。
4. 安武洋一郎氏は当事業年度の取締役会17回の全てに出席し、会社法に準拠した内部統制のあり方等について、また当事業年度の監査等委員会については12回全てに出席し、監査方針・手法等について種々発言しております。
5. 当社は、取締役石村善哉氏及び安武洋一郎氏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は社外取締役2名(石村善哉氏及び安武洋一郎氏)と、会社法第421条11項の契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

### (2) 事業年度中に退任した取締役

当事業年度中の退任はありません。

### (3) 取締役の報酬等の額

| 区 分          | 支給人員 | 報酬等の額    | うち社外役員に対するもの |         |
|--------------|------|----------|--------------|---------|
| 取締役(監査等委員以外) | 2名   | 35,700千円 | 0名           | 0千円     |
| 取締役(監査等委員)   | 3名   | 7,600千円  | 2名           | 2,600千円 |
| 合 計          | 5名   | 43,300千円 | 2名           | 2,600千円 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員以外)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会にて年額500百万円以内(使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含んでおりません。)と決議いただいております。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会にて年額20百万円以内と決議いただいております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人アリア

### (2) 報酬等の額

|                               | 支 払 額    |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 22,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。上記報酬額は、会計監査業務の困難性と広範性に鑑み妥当なものであると監査等委員会で判断し、同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 一. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制等に関する事項

当社は取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議し、その方針のもとに体制強化を進めてまいりました。その概要は以下のとおりであります。

##### I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」に定められた決議事項及び報告事項の基準に則り、当社の経営方針、経営の重要事項に関する意思決定を行う。
- ② 取締役会が取締役の職務執行の適法性を監視するため、業務執行取締役は「取締役会規程」の報告事項基準に則り、業務執行状況を取締役会に報告する。
- ③ 取締役の業務執行状況は、「監査等委員会規程」に則り監査等委員の監査を受ける。
- ④ 取締役を含む役職員がとるべき行動を明示した「コンプライアンスマニュアル」を遵守する。

##### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめとして重要な意思決定に係る会議の議事録、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した稟議書及びその他の文書を、法令並びに社内の「文書管理保存規程」に則り管理・保存する。

##### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基本方針及び対応策を示した「リスク管理規程」を制定している。
- ② 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会及び内部統制委員会を組成し、リスク管理の全社的・体系的な基本施策の決定と実施状況の監督を行う上部組織として機能している。リスクマネジメント委員会には、必要に応じて個別部会を設置し、災害・情報セキュリティ対策部会、行政リスク対応部会及び安全運営推進部会を設置し、内部統制委員会には、コンプライアンス統括部会を設置している。
- ③ 本社の各部室長及び施設長は、それぞれの部門において全職員への「リスク管理規程」の徹底と情報の共有化を図るとともに、その実施状況を監督し、定期的な点検と見直しを実施する。

- ④ 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合、又は発生の恐れが予測される場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組成して対応する。
- ⑤ 内部監査室は、「コンプライアンス」並びに「リスク管理」を重視した内部監査を行う。

#### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営の透明性と効率性を高めるため、経営の意思決定と業務執行に関する責任と権限の明確化を図ることをコーポレートガバナンスの基本とする。
- ② 取締役会は基本的経営方針と経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、各業務領域における業務執行の最高機関としての業務執行取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を招集し、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
- ④ 代表取締役社長以下の常勤取締役及び役付執行役員は、毎月及び臨時の経営会議において、経営基本方針の策定及びその執行方針の決定、重要戦略及び重要運営事項の承認並びに目標管理、重要人事の決定、取締役会付議事項の承認を行う。

#### V. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会のもとにコンプライアンス統括部会を設置し、役職員の行動指針を定めるとともに、定期的にコンプライアンス遵守の状況を管理、指導する。
- ② 「コンプライアンスマニュアル」を制定して役職員の全員に配付し、全組織を通じての法令及び社内規定・規則の遵守を徹底する。
- ③ 「コンプライアンスマニュアル」に示された行動基準の各項目について全役職員が6か月ごとの一定期日にその遵守の状況をチェックリストに記入してコンプライアンス責任者の点検を受けることを義務づけ、その徹底を期している。
- ④ 内部監査室は、前記の「リスク管理」と並んで「コンプライアンス」を重視した内部監査を行う。
- ⑤ コンプライアンス経営の強化のため、法令及び社内規定・規則違反の通報又は相談を受け付ける窓口を社内及び社外に設置するとともに、通報者を不利益な取扱から保護し、かつ迅速、的確な是正措置を講じるための「内部通報規程」を制定している。

⑥ 通所介護をはじめ居宅介護施設の開設・運営に係る介護保険法及び関連諸法令に定められた諸基準の完全な充足、並びに事業活動における諸法令遵守と適正な業務プロセスの維持を万全なものとするため、行政対応部署の拡充強化を図っている。

⑦ さらに、当社の経営戦略がその実務段階において的確かつ合理的なプロセスを通じて所期の効果的かつ効率的な成果をあげるための仕組みとして、次の運営を行っている。

i) 部門マネジメント会議: 経営会議の経営方針及び経営戦略の決定を受けた部門ごとの具体的、個別的な戦略と施策の策定、目標と期限の設定及び目標管理

ii) 部会: 部門マネジメント会議の決定を受けた各部室の業務計画の策定と進捗管理

VI. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループに共通する企業理念及び「YMスピリット」を共有し、グループ各社の役員に対しても遵法意識の醸成を図り、徹底を推進している。

当社の常勤監査等委員は、グループ各社の監査役と綿密なコミュニケーションを維持し、各社における業務の適正性確保につき意見交換を行っている。

VII. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制

① 監査等委員は、「監査等委員会規程」に則り、取締役会及び社内の重要会議に出席し、経営の意思決定、経営計画の決定に至る経過及び業務執行の状況を熟知できる体制にある。

② 監査等委員は、「監査等委員会規程」に則り、取締役及び使用人との意思疎通を図り、随時業務内容について報告を求め得る体制にある。

③ 内部通報制度により法令違反又は不正行為が確認され是正措置を講じた場合、同制度の責任者は当該是正措置について常勤監査等委員に報告するものとする。

VIII. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する支持の実効性の確保に関する事項及び当該事項の運用状況

① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を代表取締役社長に求めた場合には、監査等委員会の業務補助のための使用人を置くこととす

る。

- ② 当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
- ③ 当該使用人の異動・人事考課は取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するため監査等委員会の同意を得るものとする。

（運用状況）

現在のところ、監査等委員会から監査等委員である取締役の職務を補助するため専任の使用人を置くことは求められておりません。当社管理部門の役職員が監査等委員からの個別の依頼に対応しました。

#### IX. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、会計監査人と緊密な連携を保ち、会計監査人の監査の結果を活用することができる。
- ② 監査等委員は、内部監査室との連携を密にし、内部監査室の監査の結果を活用し、必要ある場合は特定の事項について調査を依頼することができる。

## (2) 内部統制の整備・強化を図るための組織体制

- ① 内部統制の最高責任者である社長の諮問機関として、会社の内部統制に関する基本方針の策定及び内部統制の整備・運用状況の全般的な把握と評価を行うことを目的に「内部統制委員会」を設置しております。
- ② 全社的な内部統制の整備・運用状況について、内部監査室が監査を行い、その結果を社長に報告しております。

## (3) 企業の社会的責任の遂行のための体制

- ① 当社の社会的責任を遂行するうえでの基本方針の策定、重要な意思決定及びその進捗状況を管理し、全社的な意識の浸透を図ることを目的として「CSR委員会」を設置しております。
- ② 堅実にして真摯な事業活動を通じて、すべてのステークホルダーと持続的な相互発展を図りつつ、良き企業市民としての行動に徹することにより社会的責任を遂行し、もって社会機関としての正当性を確立することを明示した「やまねメディカルCSR憲章」を制定しております。

## 二. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。その上で、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性を向上させております。

常勤監査等委員は、監査等委員会監査の他、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査部門は、内部監査の定期的実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証しております。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部              |           |
|-------------------|-----------|----------------------|-----------|
| <b>【流動資産】</b>     | 1,640,898 | <b>【流動負債】</b>        | 694,474   |
| 現金及び預金            | 742,724   | 買掛金                  | 60,537    |
| 営業未収入金            | 781,388   | リース債務                | 83,809    |
| その他               | 142,476   | 未払法人税等               | 27,240    |
| 貸倒引当金             | △25,690   | 未払金                  | 407,920   |
|                   |           | 賞与引当金                | 18,390    |
| <b>【固定資産】</b>     | 2,996,958 | 預り金                  | 71,091    |
| <b>【有形固定資産】</b>   | 2,288,273 | その他                  | 25,487    |
| 建物                | 30,862    | <b>【固定負債】</b>        | 2,383,134 |
| リース資産             | 2,183,302 | リース債務                | 2,197,509 |
| その他               | 74,108    | 退職給付に係る負債            | 3,533     |
| <b>【無形固定資産】</b>   | 6,837     | 資産除去債務               | 25,119    |
| ソフトウェア            | 5,430     | 長期預り敷金               | 156,973   |
| その他               | 1,407     | <b>負債合計</b>          | 3,077,608 |
| <b>【投資その他の資産】</b> | 701,849   | <b>純 資 産 の 部</b>     |           |
| 敷金及び保証金           | 583,505   | <b>【株主資本】</b>        | 1,556,049 |
| 繰延税金資産            | 114,858   | 資本金                  | 100,000   |
| その他               | 3,485     | 資本剰余金                | 458,755   |
| <b>資産合計</b>       | 4,637,856 | 利益剰余金                | 1,120,863 |
|                   |           | 自己株式                 | △123,570  |
|                   |           | <b>【その他の包括利益累計額】</b> | 2,981     |
|                   |           | 退職給付に係る調整累計額         | 2,981     |
|                   |           | <b>【新株予約権】</b>       | 1,218     |
|                   |           | <b>純資産合計</b>         | 1,560,248 |
|                   |           | <b>負債・純資産合計</b>      | 4,637,856 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入表示しております。



## 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金        | 額         |
|-----------------|----------|-----------|
| 営業収入            |          | 7,225,142 |
| 営業原価            |          | 6,104,121 |
| 営業総利益           |          | 1,121,021 |
| 販売費及び一般管理費      |          | 760,269   |
| 営業利益            |          | 360,752   |
| 営業外収益           |          |           |
| 受取手数料           | 115      |           |
| 雑収入             | 1,149    | 1,264     |
| 営業外費用           |          |           |
| 支払利息            | 77,900   |           |
| 雑損失             | 648      | 78,548    |
| 経常利益            |          | 283,469   |
| 特別利益            |          |           |
| 固定資産売却益         | 9,223    | 9,223     |
| 特別損失            |          |           |
| 出資金評価損          | 2,307    | 2,307     |
| 税金等調整前当期純利益     |          | 290,385   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 28,918   |           |
| 法人税等調整額         | △121,874 | △92,956   |
| 当期純利益           |          | 383,341   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |          | 383,341   |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|--------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高              | 100,000 | 458,750 | 737,523   | △123,667 | 1,172,605 |
| 当連結会計年度変動額               |         |         |           |          |           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |         | 383,341   |          | 383,341   |
| 新株予約権の行使                 |         | 5       |           | 98       | 103       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |         |           |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計             | -       | 5       | 383,341   | 98       | 383,444   |
| 当連結会計年度末残高               | 100,000 | 458,755 | 1,120,863 | △123,570 | 1,556,049 |

|                          | その他の包括利益累計額  |               | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------|--------------|---------------|-------|-----------|
|                          | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 4,202        | 4,202         | 1,232 | 1,178,040 |
| 当連結会計年度変動額               |              |               |       |           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |              |               |       | 383,341   |
| 新株予約権の行使                 |              |               |       | 103       |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △1,221       | △1,221        | △14   | △1,235    |
| 当連結会計年度変動額合計             | △1,221       | △1,221        | △14   | 382,209   |
| 当連結会計年度末残高               | 2,981        | 2,981         | 1,218 | 1,560,248 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社八重洲ライフ  
山清建設株式会社  
株式会社キャリアアップ

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況  
該当事項はありません。

### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更  
株式会社キャリアアップは、当連結会計年度において新たに設立したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めることとしております。
- ② 持分法の適用の範囲の変更  
該当事項はありません。

### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

### (5) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

|               |        |
|---------------|--------|
| 建物（建物附属設備を含む） | 6年～39年 |
| 工具、器具及び備品     | 2年～13年 |

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額を計上しております。

過去勤務費用については、該当事項はありません。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④ その他連結計算書類の作成のために重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の機首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

|               |           |
|---------------|-----------|
| 建物(建物附属設備を含む) | 5,474千円   |
| リース資産         | 382,290千円 |
| その他           | 112,714千円 |
| 合計            | 500,478千円 |

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,330,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項  
を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 10,950,500円
- ② 1株当たり配当額 1円
- ③ 基準日 2019年3月31日
- ④ 効力発生日 2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,700株

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(a) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき事業運営に必要な資金を予測し、所要資金を金融機関からの借入や社債の発行等により調達することとしております。

余資の運用は元本毀損リスクのない安全な金融資産等によって運用することとしております。なお、デリバティブは利用しておりません。

(b) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、介護保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関への債権であるため、回収不能リスクは微少であります。その一部に各利用者に対する請求債権があり、これには各利用者の信用リスクが存在しておりますが、一件当たりの金額が少額かつ利用者の数が多いことからリスクは分散されております。営業債権である売掛金は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日ごとの入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に施設の建物等の賃貸借契約に伴うものですが、これには貸主の信用リスクが存在しております。営業債務である買掛金及び未払金は、その大半が1年以内の支払期日となっており、決済時における流動性リスクが存在します。

(c) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び営業未収入金のうち各利用者に対する債権につきましては、その回収状況を把握し、滞留発生を確認すると同時に、遅滞なく督促活動を行っております。またそれらの一連の状況については関連部署が連携し、モニタリングする体制を整備しております。

敷金及び保証金については、貸主の信用情報等を定期的に収集し信用状況の変化を監視し、異常が発見された場合には適切な対応をとる体制を整備しております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

資金調達に際して市場情報の収集に努め、金利の変動があった場合においても影響が最小となるよう、固定金利と変動金利との適切なバランスによる調達計画を立案し、実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

事業計画及び各部署からの報告に基づき、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(d) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円)  |
|-------------|--------------------|-----------|----------|
| (1) 現金及び預金  | 742,724            | 742,724   | —        |
| (2) 営業未収入金  | 781,388            | 781,388   | —        |
| 貸倒引当金       | △25,690            | △25,690   | —        |
|             | 755,698            | 755,698   | —        |
| (3) 敷金及び保証金 | 583,505            | 354,974   | △228,532 |
| 資産計         | 2,081,927          | 1,853,396 | △228,532 |
| (1) 買掛金     | 60,537             | 60,537    | —        |
| (2) 未払金     | 407,920            | 407,920   | —        |
| (3) 未払法人税等  | 27,240             | 27,240    | —        |
| (4) 預り金     | 71,091             | 71,091    | —        |
| (5) 短期リース債務 | 83,809             | 83,809    | —        |
| (6) 長期リース債務 | 2,197,509          | 2,337,365 | 139,856  |
| 負債計         | 2,848,106          | 2,987,963 | 139,856  |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、敷金以外(連結貸借対照表計上額1,927千円)につきましては、重要性に乏しいため、帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金、(5) 短期リース債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期リース債務

リース債務(固定負債)の時価は、リース支払料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが困難と認められる金融商品は次のとおりであり、時価開示の対象としておりません。

- ・ 長期預り敷金(連結貸借対照表価額156,973千円)については、市場価格がなく、また預託期間を算定することは困難であることからキャッシュ・フローを合理的に算定できず時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 142円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 35円00銭  |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年10月1日(予定)を期日として単独株式移転の方法により完全親会社である「SIホールディングス株式会社」(以下、「本持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。)について、本株式移転に関する株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を作成のうえ、2019年5月20日開催の当社取締役会において決議いたしました。

### 株式移転を行う理由及び目的

- (1) 2002年に設立された当社は、公的介護保険制度による通所介護事業に取り組み、2007年当時の大証ヘラクレス(現東証JASDAQ)へ上場しました。その後、2016年には単独通所介護事業を事業譲渡し、現在は、総合ケアセンター事業を展開する当社に加え、株式会社八重洲ライフ、山清建設株式会社、株式会社キャリアアップを子会社として擁しております。当社グループは、我が国の喫緊の課題である超高齢社会の急速な進展へのソーシャルソリューション事業として「豊かな超高齢社会創造計画」に取り組んでおり、①高齢者住宅整備プロジェクト、②高齢者向け生活支援サービス整備プロジェクト、③経営支援サービス推進プロジェクト等の事業活動によって、「シニア輝く社会づくり」に貢献することを企図しております。
- (2) 現在、当社の主力事業である総合ケアセンター事業は、今後も積極的に拡大しつつ、株式会社八重洲ライフはグループ内外に対して、フードサービス、物販サービス、ケアレンタルサービス等の高齢者向け生活支援サービスや経営支援サービスを提供します。また、山清建設株式会社は、高度の専門的知見を要求される高齢者介護福祉施設の開発・建設において、グループ内外に対して、設計・施工監理などのサービスを提供します。また、株式会社キャリアアップは、特に、高齢者、外国人などに活躍の場を提供するとともに、人材確保が困難な福祉業界を中心に優秀な人材を供給いたします。
- (3) 以上のような状況を踏まえ、今後、当社グループの取り組む「豊かな超高齢社会創造計画」を効率的に推進するためには、各事業の独立性を高め、迅速な意思決定や各事業の実情に応じた人事制度を可能にして、更にダイナミックに活動し得る仕組みとして現在の企

業体制を再編成すべきと考え、この度の純粋持株会社体制への移行案を提起するに至りました。これにより、グループ各社それぞれが独立したソーシャルイノベーター(SI)として、上記各プロジェクトを力強く推進する環境が整備されることで、当社グループが目指す「シニア輝く社会づくり」の実現への推進力が高まることが期待できます。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部           |           |
|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
| <b>【流動資産】</b>     | 1,511,287 | <b>【流動負債】</b>     | 635,572   |
| 現金及び預金            | 658,051   | 未払金               | 428,916   |
| 営業未収入金            | 723,231   | リース債務             | 83,809    |
| 前払費用              | 138,581   | 未払法人税等            | 11,684    |
| その他               | 16,989    | 未払消費税等            | 20,224    |
| 貸倒引当金             | △25,564   | 預り金               | 70,933    |
| <b>【固定資産】</b>     | 3,038,585 | 賞与引当金             | 18,390    |
| <b>【有形固定資産】</b>   | 2,287,696 | その他               | 1,616     |
| 建物                | 30,862    | <b>【固定負債】</b>     | 2,386,116 |
| リース資産             | 2,183,302 | リース債務             | 2,197,509 |
| その他               | 73,531    | 退職給付引当金           | 6,514     |
| <b>【無形固定資産】</b>   | 6,735     | 資産除去債務            | 25,119    |
| ソフトウェア            | 5,329     | 長期預り敷金            | 156,973   |
| その他               | 1,407     | <b>負債合計</b>       | 3,021,687 |
| <b>【投資その他の資産】</b> | 744,154   | <b>純資産の部</b>      |           |
| 関係会社株式            | 43,875    | <b>【株主資本】</b>     | 1,526,967 |
| 敷金及び保証金           | 581,936   | <b>【資本金】</b>      | 100,000   |
| 繰延税金資産            | 114,858   | <b>【資本剰余金】</b>    | 458,755   |
| その他               | 3,485     | 資本準備金             | 254,375   |
| <b>資産合計</b>       | 4,549,872 | その他資本剰余金          | 204,380   |
|                   |           | <b>【利益剰余金】</b>    | 1,091,781 |
|                   |           | <b>【その他利益剰余金】</b> | 1,091,781 |
|                   |           | 繰越利益剰余金           | 1,091,781 |
|                   |           | <b>【自己株式】</b>     | △123,570  |
|                   |           | <b>【新株予約権】</b>    | 1,218     |
|                   |           | <b>純資産合計</b>      | 1,528,185 |
|                   |           | <b>負債・純資産合計</b>   | 4,549,872 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金        | 額         |
|-----------------------|----------|-----------|
| 営 業 収 入               |          | 6,643,020 |
| 営 業 原 価               |          | 5,653,566 |
| 営 業 総 利 益             |          | 989,455   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |          | 660,188   |
| 営 業 利 益               |          | 329,267   |
| 営 業 外 収 益             |          |           |
| 受 取 手 数 料             | 115      |           |
| 雑 収 入                 | 867      | 983       |
| 営 業 外 費 用             |          |           |
| 支 払 利 息               | 77,900   |           |
| 雑 損 失                 | 648      | 78,548    |
| 経 常 利 益               |          | 251,702   |
| 特 別 利 益               |          |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 9,223    | 9,223     |
| 特 別 損 失               |          |           |
| 出 資 金 評 価 損           | 258      | 258       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |          | 260,666   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 11,695   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △121,874 | △110,179  |
| 当 期 純 利 益             |          | 370,846   |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |                 |               |                 |               |
|---------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金       |               |
|               |         | 資 準 備 本 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|               |         |           |                 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |                 |               |
| 当 期 首 残 高     | 100,000 | 254,375   | 204,375         | 458,750       | 720,936         | 720,936       |
| 当 期 変 動 額     |         |           |                 |               |                 |               |
| 当 期 純 利 益     |         |           |                 |               | 370,846         | 370,846       |
| 新株予約権の行使      |         |           | 5               | 5             |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計 | -       | -         | 5               | 5             | 370,846         | 370,846       |
| 当 期 末 残 高     | 100,000 | 254,375   | 204,380         | 458,755       | 1,091,781       | 1,091,781     |

|               | 株 主 資 本  |             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------|----------|-------------|-----------|-----------|
|               | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高     | △123,667 | 1,156,019   | 1,232     | 1,157,251 |
| 当 期 変 動 額     |          |             |           |           |
| 当 期 純 利 益     |          | 370,846     |           | 370,846   |
| 新株予約権の行使      | 98       | 103         | △14       | 89        |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 98       | 370,948     | △14       | 370,934   |
| 当 期 末 残 高     | △123,570 | 1,526,967   | 1,218     | 1,528,185 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入表示しております。



# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む） 6～39年

工具、器具及び備品 2～15年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社使用）については社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ④ 長期前払費用

均等償却をしております。

### (2) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用については、該当事項はありません。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の機首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 建物（建物附属設備を含む） | 5,474千円          |
| 車両運搬具         | 7,711千円          |
| 工具、器具及び備品     | 105,003千円        |
| リース資産         | <u>382,290千円</u> |
| 合計            | 500,478千円        |

### (2) 関係会社に対する金銭債権・債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 15,973千円 |
| 短期金銭債務 | 23,659千円 |
| 長期金銭債権 | -千円      |
| 長期金銭債務 | -千円      |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | 161,897千円 |
|------------|-----------|

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 11,330,000     | —             | —             | 11,330,000    |

### (2) 自己株式の株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 379,868        | —             | 300           | 379,568       |

### (3) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,700株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は貸倒引当金、賞与引当金、関係会社株式評価損および繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は資産除去債務に対応する除去費用等であります。

なお繰延税金資産については、評価性引当額91,560千円を計上しており、また貸借対照表上の金額は、繰延税金負債と相殺した純額で表示しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社

| 会社等の名称               | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係       | 取引内容                      | 取引金額（千円） | 科目          | 期末残高（千円）        |
|----------------------|-------------------|-----------------|---------------------------|----------|-------------|-----------------|
| 株式会社八重洲ライフ           | 所有<br>直接100%      | 役員の兼任<br>給食等の仕入 | 給食、弁当、<br>備品等の仕入<br>(注) 1 | 161,897  | 未払金<br>未収入金 | 23,211<br>5,369 |
| 山清建設株式会社             | 所有<br>直接100%      | 役員の兼任<br>役務の受入  | 内装工事等の<br>発注<br>(注) 2     | —        | 未払金<br>未収入金 | 448<br>525      |
| 株式会社キャリアアップ<br>(注) 3 | 所有<br>直接100%      | 役員の兼任<br>役務の受入  | 人材派遣、人<br>材紹介             | —        | 立替金         | 10,079          |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
3. 株式会社キャリアアップは、2018年12月19日設立し、2019年4月1日開業いたしました。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 139円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 33円87銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年10月1日（予定）を期日として単独株式移転の方法により完全親会社である「SIホールディングス株式会社」（以下、「本持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2019年5月20日開催の当社取締役会において決議いたしました。

#### 株式移転を行う理由及び目的

- (1) 2002年に設立された当社は、公的介護保険制度による通所介護事業に取り組み、2007年当時の大証ヘラクレス（現東証JASDAQ）へ上場しました。その後、2016年には単独通所介護事業を事業譲渡し、現在は、総合ケアセンター事業を展開する当社に加え、株式会社八重洲ライフ、山清建設株式会社、株式会社キャリアアップを子会社として擁しております。

当社グループは、我が国の喫緊の課題である超高齢社会の急速な進展へのソーシャルソリューション事業として「豊かな超高齢社会創造計画」に取り組んでおり、①高齢者住宅整備プロジェクト、②高齢者向け生活支援サービス整備プロジェクト、③経営支援サービス推進プロジェクト等の事業活動によって、「シニア輝く社会づくり」に貢献することを企図しております。

- (2) 現在、当社の主力事業である総合ケアセンター事業は、今後も積極的に拡大しつつ、株式会社八重洲ライフはグループ内外に対して、フードサービス、物販サービス、ケアレンタルサービス等の高齢者向け生活支援サービスや経営支援サービスを提供します。また、山清建設株式会社は、高度の専門的知見を要求される高齢者介護福祉施設の開発・建設において、グループ内外に対して、設計・施工監理などのサービスを提供します。また、株式会社キャリアアップは、特に、高齢者、外国人などに活躍の場を提供するとともに、人材確保が困難な福祉業界を中心に優秀な人材を供給いたします。
- (3) 以上のような状況を踏まえ、今後、当社グループの取り組む「豊かな超高齢社会創造計画」を効率的に推進するためには、各事業の独立性を高め、迅速な意思決定や各事業の実情に応じた人事制度を可能にして、更にダイナミックに活動し得る仕組みとして現在の企業体制を再編成すべきと考え、この度の純粋持株会社体制への移行案を提起するに至りました。これにより、グループ各社それぞれが独立したソーシャルイノベーター(SI)として、上記各プロジェクトを力強く推進する環境が整備されることで、当社グループが目指す「シニア輝く社会づくり」の実現への推進力が高まることが期待できます。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社やまねメディカル  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木秀俊 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 山中康之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社やまねメディカルの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまねメディカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は2019年5月20日開催の取締役会において、2019年10月1日(予定)を期日として、単独株式移転により完全親会社を設立することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

株式会社やまねメディカル  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

|                |       |      |   |
|----------------|-------|------|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 茂木秀俊 | Ⓔ |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山中康之 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社やまねメディカルの2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は2019年5月20日開催の取締役会において、2019年10月1日(予定)を期日として、単独株式移転により完全親会社を設立することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人・監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社やまねメディカル 監査等委員会

常勤監査等委員 波江野 弘 印

監査等委員 石村 善哉 印

監査等委員 安武 洋一郎 印

(注) 監査等委員 石村善哉及び安武洋一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第17期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は10,950,500円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

第198回通常国会において成立が見込まれている「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく「資金決済に関する法律の一部改正」及び「金融商品取引法の一部改正」に準拠し、事業目的に係る「仮想通貨」の名称を「暗号資産」に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条<br>1. ～49. (号文省略)<br><br>50. <u>仮想通貨</u> の企画、開発、発行、<br>売買、仲介、斡旋及び管理<br><br>51. <u>仮想通貨</u> に関するシステムの<br>提供及びコンサルティング<br><br>52. <u>仮想通貨</u> の交換業及び <u>仮想<br/>通貨</u> に関する販売所・取引所<br>の運営・管理 | 第2条<br>1. ～49. (現行どおり)<br><br>50. <u>暗号資産</u> の企画、開発、発行、<br>売買、仲介、斡旋及び管理<br><br>51. <u>暗号資産</u> に関するシステムの<br>提供及びコンサルティング<br><br>52. <u>暗号資産</u> の交換業及び <u>暗号<br/>資産</u> に関する販売所・取引所<br>の運営・管理 |

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である者を除く。）2名は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である者を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | やまね よういち<br>山根 洋一<br>(1960年10月5日生)   | 1996年5月 やまね内科開業<br>1999年4月 医療法人医仁会設立<br>理事長<br>2002年6月 有限会社やまねメディカル設立、<br>取締役<br>2003年5月 株式会社やまねメディカルに組織変更、<br>代表取締役社長<br>2016年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）                                                                                                                                                                                   | 9,745,700株 |
| 2     | やじま たつのすけ<br>矢島 達之介<br>(1950年2月21日生) | 2001年7月 国際自動車(株)常務取締役<br>2003年6月 同社専務取締役<br>2004年3月 同社代表取締役社長<br>2004年9月 同社代表取締役会長<br>2011年10月 東洋ビルメンテナンス(株)顧問<br>2013年12月 当社入社 社長室参事<br>2014年4月 事業開発部長<br>2014年11月 山清建設(株)代表取締役（現任）<br>2014年3月 社長室長<br>2016年6月 当社取締役社長室長<br>2016年10月 当社取締役事業部長兼社長室長<br>2017年6月 当社取締役（監査等委員以外）<br>2018年4月 (株)八重洲ライフ代表取締役（現任）<br>2018年6月 当社取締役副社長（現任） | —          |

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名は任期満了となります。つきましては、監査等委員会の同意を得ましたので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | は え の ひろし<br>波 江 野 弘<br>(1943年9月11日生)    | 1994年6月 (株)小松製作所法務部長<br>2001年6月 同社コンプライアンス室長<br>2001年9月 同社コンプライアンス室長<br>兼監査室主幹<br>2004年8月 トヨタ自動車(株)主査<br>2008年4月 名古屋大学客員教授<br>2014年2月 当社入社 総務部顧問<br>2014年6月 当社常勤監査役<br>2017年6月 当社取締役常勤監査等委員(現任)              | —          |
| 2     | やす たけ よういちろう<br>安 武 洋一郎<br>(1977年4月17日生) | 2000年4月 防衛庁(現防衛省)入庁<br>2000年9月 武藤綜合法律事務所入所<br>2013年4月 浅村法律事務所入所<br>2015年8月 中山国際法律事務所入所<br>2016年4月 北川綜合法律事務所入所<br>2017年6月 当社取締役監査等委員(現任)                                                                      | —          |
| 3     | やま もと ゆう じ<br>山 本 裕 二<br>(1948年10月26日生)  | 1975年6月 アーサーアンダーセン東京事務所入所<br>1996年6月 朝日アーサーアンダーセン(株)<br>代表取締役<br>2006年11月 公認会計士山本裕二事務所代表(現任)<br>2011年6月 (株)ココスジャパン社外監査役(現任)<br>2013年6月 リョービ(株)社外取締役(現任)<br>2018年6月 (株)大京社外取締役(現任)<br>2019年3月 (株)アサカ社外取締役(現任) | —          |

(注) 1. ①安武洋一郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当会社との間には特別の利害関係はありません。

②同氏は当会社社外取締役に就任し、2年経過しております。

③同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、行政と司法の両

分野における幅広い経験と知見に立脚した大局的見地から、当該委員である社外取締役として、当会社の経営に対する監査・監督機能を強化していただけるものと判断いたしました。

④同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. ①山本裕二氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当会社との間には特別の利害関係はありません。

②同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士として永年にわたり幅広い経験を有している上に、現に複数の企業で社外取締役、社外監査役を歴任し企業経営について深い知見を有することから、当会社の監査等委員として適切な監査・監督をしていただけるものと判断いたしました。

③同氏の当会社からの独立性は十分確保されていると判断し、選任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

## 第5号議案 監査等委員である補欠取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員会の同意を得ましたので、社外の監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である補欠取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| いしむらよしや<br>石村善哉<br>(1959年11月6日生) | 1993年4月 東京青山法律事務所入所<br>1996年5月 ペンシルベニア大学留学<br>1997年5月 同大学ロースクール卒業<br>1997年5月 ベーカー&マッケンジー<br>法律事務所勤務<br>2001年8月 暁綜合法律事務所入所<br>2003年8月 半蔵門綜合法律事務所入所<br>2009年6月 当社監査役(社外監査役)<br>2010年1月 表参道綜合法律事務所入所<br>2017年6月 当社取締役監査等委員 | —          |

- (注) 1. ①石村善哉氏は、社外補欠取締役候補者であります。同氏と当会社との間には特別の利害関係はありません。
- ②同氏を監査等委員である社外補欠取締役候補者とした理由は、同氏が平成21年6月に当会社の社外監査役として選任されて以来、豊富な経験と深い知見を有する企業法務の専門家としての立場から、当会社の経営に対する監査、監督機能の強化に寄与された経緯を踏まえ、当該委員である社外補欠取締役として適切な監査・監督をしていただけるものと判断いたしました。
- ③同氏が就任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。



## 第6号議案 会計監査人選任の件

本総会終結の時をもって、会計監査人 監査法人アリアは任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

監査等委員会が永和監査法人を会計監査人の候補とした理由は、2019年10月をもって当会社が持株会社への移行を予定していることを踏まえ、会計監査人に必要とされている専門性、独立性及び監査品質管理体制といった当会社の会計監査人評価選定・選定の基準に沿って、従来と異なる視点や手法による監査を通じて当会社の経理・決算業務の効率性・品質向上による財務体質のさらなる信頼性強化が期待されると判断したものであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

|                |                                                                                                                                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称            | 永和監査法人                                                                                                                                  |
| 事 務 所<br>所 在 地 | 主たる事務所 東京都中央区日本橋兜町5番1号<br>兜町第1平和ビル 4階                                                                                                   |
| 沿 革            | 平成17年4月 設立                                                                                                                              |
| 概 要            | 出資金 15,000,000円<br>構成人員 公認会計士 24名(内パートナー8名)<br>その他補助者 3名<br>事 務 局 2名<br>合 計 29名<br><br>名誉会長・相談役 斎藤 力夫<br>会長・代表社員 荒川 栄一<br><br>関与法人 47法人 |



## 第7号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当社は、2019年10月1日（予定）を期日として単独株式移転の方法により完全親会社である「SIホールディングス株式会社」（以下、「本持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2019年5月20日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

### 1. 株式移転を行う理由及び目的

- (1) 2002年に設立された当社は、公的介護保険制度による通所介護事業に取り組み、2007年当時の大証ヘラクレス（現東証JASDAQ）へ上場しました。その後、2016年には単独通所介護事業を事業譲渡し、現在は、総合ケアセンター事業を展開する当社に加え、株式会社八重洲ライフ、山清建設株式会社、株式会社キャリアアップを子会社として擁しております。当社グループは、我が国の喫緊の課題である超高齢社会の急速な進展へのソーシャルソリューション事業として「豊かな超高齢社会創造計画」に取り組んでおり、①高齢者住宅整備プロジェクト、②高齢者向け生活支援サービス整備プロジェクト、③経営支援サービス推進プロジェクト等の事業活動によって、「シニア輝く社会づくり」に貢献することを企図しております。
- (2) 現在、当社の主力事業である総合ケアセンター事業は、今後も積極的に拡大しつつ、株式会社八重洲ライフはグループ内外に対して、フードサービス、物販サービス、ケアレンタルサービス等の高齢者向け生活支援サービスや経営支援サービスを提供します。また、山清建設株式会社は、高度の専門的知見を要求される高齢者介護福祉施設の開発・建設において、グループ内外に対して、設計・施工監理などのサービスを提供します。また、株式会社キャリアアップは、特に、高齢者、外国人などに活躍の場を提供するとともに、人材確保が困難な福祉業界を中心に優秀な人材を供給いたします。
- (3) 以上のような状況を踏まえ、今後、当社グループの取り組む「豊かな超高齢社会創造計画」を効率的に推進するためには、各事業の独立性を高め、迅速な意思決定や各事業の実情に応じた人事制度を可能にして、更にダイナミックに活動し得る仕組みとして現在の企業体制を再編成すべ

きと考え、この度の純粹持株会社体制への移行案を提起するに至りました。これにより、グループ各社それぞれが独立したソーシャルイノベーター(SI)として、上記各プロジェクトを力強く推進する環境が整備されることで、当社グループが目指す「シニア輝く社会づくり」の実現への推進力が高まることが期待できます。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

株式会社やまねメディカル（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を定める。

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）  
第1条 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は以下のとおりとする。

#### （1）目的

乙の目的は、（別紙1）「SIホールディングス株式会社定款」第2条に記載のとおりとする。

#### （2）商号

乙の商号は「SIホールディングス株式会社」とし、英文では「SI Holdings plc」と表示する。

#### （3）本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都中央区とする

#### （4）本店の所在場所

乙の本店の所在場所は、東京都中央区八重洲二丁目7番16号とする

#### （5）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は（別紙1）「SIホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役（監査等委員以外）の氏名は次のとおりとする。

山根 洋一、矢島 達之介

2. 乙の設立時取締役（監査等委員）の氏名は次のとおりとする。

波江野 弘、安武 洋一郎、山本 裕二

\*安武洋一郎、山本裕二の両氏は社外取締役である。

3. 乙の設立時代表取締役の氏名は次のとおりとする。

山根 洋一

4. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

永和監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第3条 乙は本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主（以下「割当対象株主」という。）に対して、その保有する甲の普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割当てる。

(乙の資本金及び準備金の額)

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 資本金の額   | 100,000千円 |
| (2) 資本準備金の額 | 458,750千円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0千円       |

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第5条 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された、甲が発行している「株式会社やまねメディカル第2回新株予約権（その内容は（別紙2）のとおりであり、以下、「甲第2回新株予約権」という。）の新株予約権者に対しその保有する甲第2回新株予約権と同数の乙の「SIホールディングス株式会社第1回新株予約権」（その内容は（別紙3）のとおりであり、「乙第1回新株予約権」という。）を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載又は記録された甲第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第2回新株予約権1個につき乙第1回新株予約権1個を割当てる。

(乙の成立の日)

第6条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は令和元年10月1日とする。但し、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第7条 甲は、令和元年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、手続きの進行に応じて必要あるときは、甲は、株主総会の開催日を変更することができる。

(乙の上場証券取引所)

第8条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所JASDAQへの上場を予定する。

(乙の株主名簿管理人)

第9条 乙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(事情変更)

第10条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力の発生)

第11条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届け出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

2019年5月20日

甲：東京都中央区八重洲二丁目7番16号  
株式会社やまねメデカル  
代表取締役社長 山根 洋一

<別紙1>

SIホールディングス株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、SIホールディングス株式会社と称し、英文では、SI Holdings plcと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 介護保険法による通所介護の居宅サービス事業
2. 介護保険法による介護予防通所介護サービス事業及び第1号通所事業
3. 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業
4. 介護保険法による地域密着型通所介護事業
5. 介護保険法による居宅介護支援事業
6. 介護保険法による訪問介護事業
7. 介護保険法による介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業
8. 介護保険法による短期入所生活介護事業
9. 介護保険法による特定施設入所者生活介護の居宅サービス事業
10. 介護保険法による小規模多機能型居宅介護事業
11. 介護保険法による介護予防小規模多機能型居宅介護事業
12. 介護保険法による訪問看護事業
13. 指定通所介護事業所における宿泊サービス事業
14. 介護保険法適用外での居宅介護サービス事業
15. 有料老人ホームの運営管理事業
16. 高齢者向け住宅の賃貸及び運営管理事業
17. 介護保険法による認知症対応型共同生活介護の居宅サービス事業
18. 介護保険法による居宅介護サービス事業及び居宅介護支援事業に関するフランチャイズシステムの開発、運営事業
19. 介護保険法、健康保険法及び老人保健法による訪問看護事業
20. 介護保険法による福祉用具貸与事業



- 2 1. 居宅介護福祉用具の販売
- 2 2. 生活補助器具・医療介護用器具の研究開発及び販売
- 2 3. 食料品、衣料品、書籍、日用雑貨品の販売
- 2 4. 共同生活型高齢者住宅の運営事業
- 2 5. 介護業務の研究指導、介護士の養成
- 2 6. 人材育成及び職業訓練・教育事業
- 2 7. 病院、診療所及び医療施設の経営
- 2 8. 高齢者向け生活サービス事業
- 2 9. 給食及び給食管理並びに配送サービス事業
- 3 0. 保育所及び託児所の運営事業
- 3 1. 障害者支援施設の運営
- 3 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 3 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 3 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 3 5. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 3 6. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 3 7. 労働者派遣事業
- 3 8. 有料人材紹介事業
- 3 9. 経営、労務コンサルタント及び経営支援事業
- 4 0. 企業の合併、提携、営業権の譲渡の調査、企画及びそれらの斡旋、仲介業務及びそのコンサルティング
- 4 1. 各種マーケティングリサーチ業務
- 4 2. 土地建物の売買、賃貸、賃貸入居者の仲介、管理及び鑑定その他不動産に係る一切の業務
- 4 3. 建築・内装・設備工事及び建築物のリフォーム事業
- 4 4. 葬祭に関する事業
- 4 5. リース業及びレンタル業
- 4 6. 古物の売買事業
- 4 7. 生命保険の募集及び損害保険代理業
- 4 8. インターネットを利用した各種情報提供サービス事業
- 4 9. 有価証券の保有、運用、売買、引受け、募集、売り出し、その他各種金融商品の企画、開発、仲介、販売及び貸金業等の金融業

- 50. 暗号資産の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理
- 51. 暗号資産に関するシステムの提供及びコンサルティング
- 52. 暗号資産の交換業及び暗号資産に関する販売所・取引所の運営・管理
- 53. 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行及び資金移動に関する一切の業務
- 54. 前各号に附帯する一切の業務

2 当社は、前項各号の事業及びこれに附帯又は関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。

(1単元の株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。



(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の方法及び手続き等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任並びに解任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 取締役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を定めることができる。

(取締役会の招集手続)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2 前項にかかわらず、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株主質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配分(以下「中間配当」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から令和2年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第41条 第27条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役については総額1,000万円以内とし、監査等委員でない取締役については総額2億円以内とする。

(附則の削除)

第42条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。



<別紙2>

株式会社やまねメディカル第2回新株予約権

株式会社やまねメディカル第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「株式会社やまねメディカル第2回新株予約権」
2. 新株予約権の数 45個
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその他算定方法

普通株式4,500株

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

但し、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

なお、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

4. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

金銭の払込みを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は257.25円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$



また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

#### 6. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年9月3日から令和2年9月2日

#### 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 新株予約権の譲渡による取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

## 9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

## 10. 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 11. 新株予約権のその他の行使条件

- ① 各新株予約権につき一部行使はできない。
- ② 新株予約権者は、当社第10期定時株主総会終結後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時まで、取締役または従業員であることを要す。
- ③ 新株予約権者は、取締役または従業員の地位を失った後も3年かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。
- ④ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ⑤ その他の行使条件については、当社取締役会決議により定めるものとする。

<別紙3>

SIホールディングス株式会社第1回新株予約権

SIホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称「SIホールディングス株式会社第1回新株予約権」
2. 新株予約権の数 45個
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその他算定方法  
普通株式4,500株

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

但し、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割又は併合の比率

なお、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

4. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

金銭の払込みを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は257.25円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

1

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成27年9月3日から令和2年9月2日

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の譲渡による取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

## 9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

### 10. 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

### 11. 新株予約権のその他の行使条件

- ① 各新株予約権につき一部行使はできない。
- ② 新株予約権者は、当社第1期定時株主総会終結後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時まで、取締役または従業員であることを要す。
- ③ 新株予約権者は、取締役または従業員の地位を失った後も3年かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。
- ④ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ⑤ その他の行使条件については、当社取締役会決議により定めるものとする。

## 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

### (1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

#### ① 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様のみ割り当てられることとなります。本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と本持株会社の設立直後の株主構成に変化のないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行いません。

この結果、本持株会社が発行する株式数は、普通株式11,330,000株となる予定ですが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式数が変化した場合には、本持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生直前において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の本持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当社は一時的に本持株会社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については決定次第お知らせいたします。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本持株会社の資本金及び準備金の額については、法令及び会社計算規則並びにその他公正な会計基準に基づいて定めており、本持株会社の目的、規模及び資本政策等に照らして、相当であると判断しております。

③ 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本持株会社は、本株式移転に際して、その効力発生直前において当社が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する当社新株予約権に代えて、同数の本持株会社の新株予約権を交付いたします。

本株式移転において、当社の新株予約権に代わり交付される本持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権の内容とほぼ同一であり、かつ当社の普通株式1個につき本持株会社の普通株式1個が割り当てられることから、当社が発行している新株予約権に代えて、同数の本持株会社の新株予約権を交付することは、相当であると判断しております。

(2) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。



4. 本持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

取締役（監査等委員である者を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                | (1) 所有する<br>当社の株式数<br><br>(2) 割り当て<br>られる持株会<br>社の株式数 |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| やまね よういち<br>山根 洋一<br>(1960年10月5日生)   | 1996年5月 やまね内科開業<br>1999年4月 医療法人医仁会設立<br>理事長<br>2002年6月 有限会社やまねメディカル設立、<br>取締役<br>2003年5月 株式会社やまねメディカルに組織変更<br>代表取締役社長<br>2016年6月 代表取締役会長兼社長（現任）                                                                                                                                                                              | (1) 9,745,700<br>株<br>(2) 9,745,700<br>株              |
| やじま たつのすけ<br>矢島 達之介<br>(1950年2月21日生) | 2001年7月 国際自動車(株)常務取締役<br>2003年6月 同社専務取締役<br>2004年3月 同社代表取締役社長<br>2004年9月 同社代表取締役会長<br>2011年10月 東洋ビルメンテナンス(株)顧問<br>2013年10月 当社入社 社長室参事<br>2014年4月 事業開発部長<br>2014年11月 山清建設(株)代表取締役（現任）<br>2014年3月 社長室長<br>2016年6月 取締役社長室長<br>2016年10月 取締役事業部長兼社長室長<br>2017年6月 取締役（監査等委員以外）<br>2018年4月 (株)八重洲ライフ代表取締役(現任)<br>2018年6月 取締役副社長（現任） | (1) -<br>(2) -                                        |

各候補者と当会社との間には特別の利害関係はなく、また持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。



5. 本持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                          | (1) 所有する<br>当社の株式数<br><br>(2) 割り当て<br>られる持株会<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| は え の ひろし<br>波江野 弘<br>(1943年9月11日生)     | 1994年6月 ㈱小松製作所法務部長<br>2001年6月 同社コンプライアンス室長<br>2001年9月 同社コンプライアンス室長<br>兼監査室主幹<br>2004年8月 トヨタ自動車㈱主査<br>2008年4月 名古屋大学客員教授<br>2014年2月 当社入社<br>当社総務部顧問<br>2014年6月 常勤監査役<br>2017年6月 取締役常軌監査等委員(現任)           | (1) -<br><br>(2) -                                    |
| やす たけ よういちろう<br>安武 洋一郎<br>(1977年4月17日生) | 2000年4月 防衛庁(現防衛省)入庁<br>2008年9月 武藤綜合法律事務所入所<br>2013年4月 浅村法律事務所入所<br>2015年8月 中山国際法律事務所入所<br>2016年4月 北川綜合法律事務所入所(現任)<br>2017年6月 取締役監査等委員(現任)                                                              | (1) -<br><br>(2) -                                    |
| やま もと ゆう じ<br>山本 裕二<br>(1946年10月26日生)   | 1975年6月 アーサーアンダーセン<br>東京事務所入所<br>1996年6月 朝日アーサーアンダーセン㈱<br>代表取締役<br>2006年11月 公認会計士山本裕二事務所代表(現任)<br>2011年6月 ㈱ココスジャパン社外監査役(現任)<br>2013年6月 リョービ㈱社外取締役(現任)<br>2018年6月 ㈱大京社外取締役(現任)<br>2019年3月 ㈱アサカ社外取締役(現任) | (1) -<br><br>(2) -                                    |

各候補者と当会社との間には特別の利害関係はなく、また持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。

- (注) 1. ①安武洋一郎氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当会社との間には特別の利害関係はありません。
- ②同氏は当会社社外取締役に就任し、2年経過しております。
- ③同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、行政と司法の両分野における幅広い経験と知見に立脚した大局的見地から、当該委員である社外取締役として、当会社の経営に対する監査・監督機能を強化していただけるものと判断いたしました。
- ④同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. ①山本裕二氏は、社外取締役候補者であります。同氏と当会社との間には特別の利害関係はありません。
- ②同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士として永年にわたり幅広い経験を有している上に、現に複数の企業で社外取締役、社外監査役を歴任し企業経営について深い知見を有することから、当社の監査等委員として適切な監査・監督をしていただけるものと判断いたしました。
- ③同氏の当会社からの独立性は十分確保されていると判断し、選任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

6. 本持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

監査等委員会が永和監査法人を会計監査人の候補とした理由は、2019年10月をもって当会社が持株会社への移行を予定していることを踏まえ、会計監査人に必要とされている専門性、独立性及び監査品質管理体制といった当会社の会計監査人评价選定・選定の基準に沿って、従来と異なる視点や手法による監査を通じて当会社の経理・決算業務の効率性・品質向上による財務体質のさらなる信頼性強化が期待されると判断したものであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

|                |                                       |             |               |
|----------------|---------------------------------------|-------------|---------------|
| 名 称            | 永和監査法人                                |             |               |
| 事 務 所<br>所 在 地 | 主たる事務所 東京都中央区日本橋兜町5番1号<br>兜町第1平和ビル 4階 |             |               |
| 沿 革            | 平成17年4月                               | 設立          |               |
| 概 要            | 出資金                                   | 15,000,000円 |               |
|                | 構成人員                                  | 公認会計士       | 24名(内パートナー8名) |
|                |                                       | その他補助者      | 3名            |
|                |                                       | 事 務 局       | 2名            |
|                |                                       | 合 計         | 29名           |
|                | 名誉会長・相談役                              | 斎藤          | 力夫            |
|                | 会長・代表社員                               | 荒川          | 栄一            |
|                | 関与法人                                  | 47法人        |               |

候補者と当会社との間には特別の利害関係はなく、また持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定もありません。

**第8号議案 定款一部変更の件(発効条件付)**

1. 変更の理由

前第7号議案の承認により、2019年10月1日をもって当社はSIホールディングス株式会社の完全子会社となり、同年9月27日をもって上場廃止となる予定であります。これに伴い、当社の機関を取締役会および監査役設置の会社とすることとし、当該事項に係る所要の条文の変更及び条数の繰り上げを行うものであります。

本件定款変更の効力発生予定日は、2019年10月1日であります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<br/>次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>(3) <u>会計監査人</u></p>                                                                                            | <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<br/>次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査役</u><br/>(削除)</p>                                                           |
| <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員</u><br/><u>である取締役とそれ以外の取締役とを区</u><br/><u>別して、株主総会において選任並び</u><br/><u>に解任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第5条～第18条 (条文省略)<br/>(現行通り)</p> <p>(取締役の選任及び解任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において選任並びに解任する。<br/>(一部削除)</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 取締役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条～第23条 (条文省略)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>第25条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p> | <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4 取締役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。(一部削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第21条～第23条 (条文省略)<br/>(現行通り)</p> <p>(削除)<br/>(以下、各1条繰り上げる)</p> <p>第24条～第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><br><p>第6章 会計監査人</p><br><br><p>第33条～第35条 (条文省略)</p> | <p>(監査役の員数)</p>                                                                                         |
|                                                                                                        | <p>第28条 当社の監査役は2名以内とする。</p>                                                                             |
|                                                                                                        | <p>(監査役の選任及び解任)</p>                                                                                     |
|                                                                                                        | <p>第29条 当社の監査役は、株主総会において選任並びに解任する。</p>                                                                  |
|                                                                                                        | <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                               |
|                                                                                                        | <p>3 監査役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。</p>                                                                |
|                                                                                                        | <p>(監査役の任期)</p>                                                                                         |
|                                                                                                        | <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する株主総会の終結の時までとする。</p>                                              |
|                                                                                                        | <p>(監査役の責任免除)</p>                                                                                       |
|                                                                                                        | <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |
|                                                                                                        |                                                                                                         |
|                                                                                                        |                                                                                                         |
|                                                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                             |
|                                                                                                        |                                                                                                         |
|                                                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>平成29年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関し、会社法第426条第1項の規定及び同427条第1項の規定により締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第1項及び第2項の定めるところによる。</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条～第35条 (条文省略)<br/>(現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>本定款は、令和元年10月1日から発効する。</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> |



## 第9号議案 取締役1名選任の件(発効条件付)

第7号議案の承認により、当社は2019年9月27日をもって上場廃止となります。これに伴う第8号議案の承認による定款変更の効力発生により、当社の監査等委員である取締役全員は退任となります。

このため、取締役の法定員数を欠くこととなるので、監査等委員会の意見を踏まえ、予め取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本候補者の当社取締役への就任は、2019年10月1日付といたします。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ひろせ たけし<br>広瀬 丈史<br>(1956年6月20日生) | 1980年3月 小杉産業(株)入社<br>2009年3月 住金物産(株)入社<br>2010年3月 三菱商事ファッション(株)入社<br>2010年10月 当社入社<br>2010年12月 なごやか西横浜第二施設長<br>2014年12月 総合ケアセンター西鶴間センター長<br>2018年7月 本社 センター事業部長 | —          |

## 第10号議案 監査役1名選任の件(発効条件付)

第7号議案の承認及び取引所の規程により、当社は2019年9月27日をもって上場廃止となります。これに伴う第8号議案の承認による定款変更の効力発生により、当社の監査役を選任する必要があります。

これに備えて、監査等委員会の同意を得ましたので、予め監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本候補者の当社監査役への就任は、2019年10月1日付といたします。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| はえのひろし<br>波江野 弘<br>(1943年9月11日生) | 1994年6月 ㈱小松製作所法務部長<br>2001年6月 同社コンプライアンス室長<br>2001年9月 同社コンプライアンス室長<br>兼監査室主幹<br>2004年8月 トヨタ自動車㈱主査<br>2008年4月 名古屋大学客員教授<br>2014年2月 当社入社<br>当社総務部顧問<br>2014年6月 常勤監査役<br>2017年6月 取締役常勤監査等委員(現任) | —          |

以上

メ モ

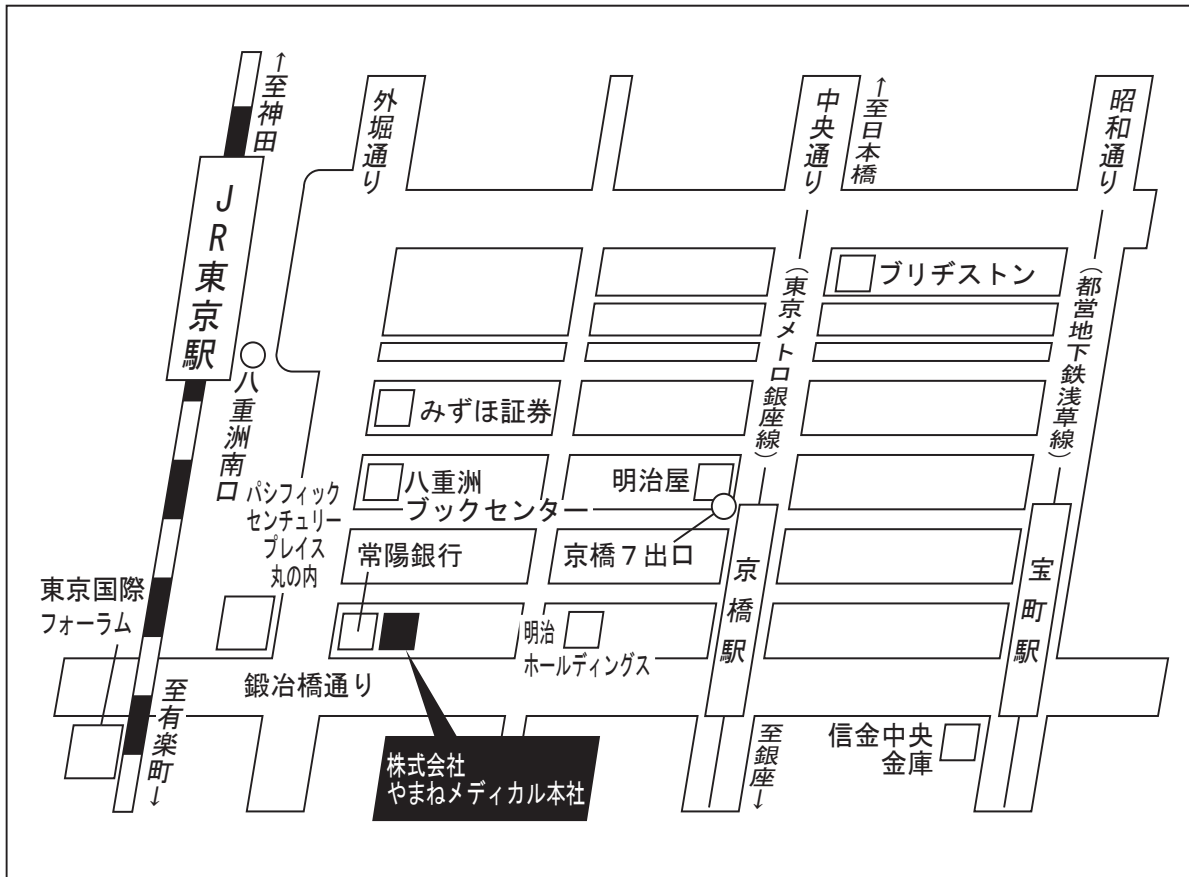
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 第17期定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区八重洲二丁目 7 番16号  
明治安田生命八重洲ビル 1階 会議室  
電話 03-5201-3995



### [交通のご案内]

J R 東京駅 八重洲南口 徒歩 7 分

東京メトロ銀座線京橋駅 7 番出口徒歩 4 分